

議第72号 呉市税条例及び呉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を講じるための地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号。以下「改正地方税法」といいます。）の施行により、市税において各種の特例措置が設けられたことに伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 固定資産税（第1条，第2条関係）

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

平成30年度税制改正において、地域の中小企業による設備投資の促進に向け、「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）」の規定により市町村が作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資については、当該設備等に係る償却資産の固定資産税を、市町村が条例で定めるところにより、「零以上2分の1以下」に軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置が創設され、本市では、この軽減割合を「零」として適用しています。

今回、この特例措置の対象に「一定の事業用家屋及び構築物」が加わり、改正地方税法の施行の日から令和3年3月31日までの期間内に取得したものについて、課税されることとなった年度から3年間、この特例措置を適用します。

また、軽減割合は、これまでに適用済みの設備等に係る償却資産と同様、「零以上2分の1以下」の範囲内で市町村が条例で定めるところにより決定することができますので、本市では、この割合を「零」として、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援していきます。

なお、この措置による市税の減収額は、全額国費で補填されます。

(2) 軽自動車税（第1条関係）

軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

軽自動車税環境性能割の税率を1パーセント分軽減する特例措置を令和元年10月1日から令和2年9月30日までの取得分について適用していますが、この適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までの取得分を対象とします。

なお、この措置による市税の減収額は、全額国費で補填されます。

(3) 徴収の猶予制度の特例（第1条関係）

地方税法（昭和25年法律第226号）において、令和2年2月1日から納期限までの任意の連続した期間（1か月以上）、収入の大幅な減少（前年の同時期と比べておおむね20パーセント以上の減少）があり、一時に納付・納入が困難と認められる場合には、無担保かつ延滞金なしで、1年間、徴収を猶予することができる特例が設けられたことに伴い、所要の規定の整備をします。

この特例は、令和2年2月1日から政令で定める日（令和3年1月31日）

までに納期限が到来する全ての市税（個人の市民税と併せて徴収する個人の県民税を含む。）に適用されます。

(4) 個人の市民税（第2条関係）

ア 寄附金税額控除の対象追加

政府の自粛要請を踏まえて、一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、当該イベントの入場券等を購入した者が入場料金等の払戻しを請求しなかった場合には、この放棄した金額（上限額20万円）を寄附金税額控除の対象となる寄附金に追加します。

イ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用要件の弾力化

平成31年度税制改正により、令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率引上げに当たり、住宅に係る需要変動の平準化を図るため、10パーセントの税率が適用される住宅取得等（同日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合に限る。）については、住宅借入金等特別税額控除の控除期間を、それまでの10年間から3年延長し、13年間（令和15年度まで）としていましたが、住宅工事の遅れへの対応として、この適用を受けるための要件を弾力化し、入居期限が1年延長された（令和3年12月31日までとされた）ことから、控除期間も1年後の令和16年度までとします。

なお、今回の措置による市税の減収額についても、従前の措置による場合と同様に、全額国費で補填されます。

(5) 都市計画税（第3条、第4条関係）

法令改正による引用条項の移動等に伴い、関係規定の整理をします。

3 参考（条例によらず直接地方税法の規定に基づき実施される税制措置）

固定資産税における課税標準の特例措置

厳しい経営環境（※1）にある中小事業者等（※2）に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準が2分の1又は零となります。

（※1） 令和2年2月から10月までの任意の連続した3か月間の売上高が、前年の同月間と比べて、

30%以上50%未満減少している場合	2分の1
50%以上減少している場合	零

（※2） 「中小事業者等」とは、資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人若しくは個人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人若しくは個人をいいます。

なお、この措置による市税の減収額は、全額国費で補填されます。

4 施行期日

(1) 第1条、第3条 公布の日

(2) 第2条、第4条 令和3年1月1日